

令和4年度地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書

(市町村分) 個票

自治体名

箕輪町

(都道府県: 長野県)

事業メニュー	優良事例の横展開支援事業			
区分	結婚に対する取組			
関連事業メニュー	2.1.3 その他、各地域において結婚を希望する者の希望の実現を支援するための取組			
個別事業名	箕輪町結婚新生活スタートアップ補助PR事業	新規/継続 (一般財源での 実施も含む)	継続	
実施期間	交付決定日	～	令和5年3月31日	事業開始年度 令和3 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	17,600			円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>箕輪町の出生数は平成10年には257人であったが令和2年は146人と激減しており、町にとって少子化が大きな課題となっている。</p> <p>平成30年の出生率は7.4と、国7.4、県7.0、郡6.8を上回っているが、婚姻数は平成10年に147件であったが令和2年は85件まで減少するとともに、令和2年の婚姻率は3.4と、国4.3に比べても大きく下回っている。さらに、15歳から39歳の女性人口の推移をみると、平成20年4,025人であったが、ここ10年で1,158人減少し、平成30年は2,946人と激減している状況である。</p> <p>このような状況から、町では平成28年に総合計画「第5次振興計画」を策定する中で少子化対策を掲げ、出会い・結婚の支援や、育児・子育て支援など、各種施策に取り組んできた。</p> <p>少子化の主たる要因としては、女性の人口減少、取り分け10代後半から30代の進学や就職などによる転出超過による社会減により、子どもを産む年齢の女性自体が減少していること、著しい婚姻率の減少による影響が大きいと考えられ、女性の暮らしやすさの向上、結婚・出産への意識の醸成、結婚を希望する人への支援が必要となっている。</p> <p>箕輪町の総合計画「箕輪町第5次振興計画」では、「①出会い・結婚の支援」、「②妊娠・出産の支援」、「③育児・子育て支援」、「④地域で支える子育て環境づくり」の4つを柱に、少子化対策を進めることを定めている。</p> <p>その内、「①出会い・結婚の支援」では、若者が結婚や出産を含め、将来を見据えた生活設計ができるように、啓発、支援活動を行っていくとともに、結婚を希望する人が希望を叶えられる様、相談機能の充実や、出会いの場をつくる取り組みを進めていくこととし、「施策1:ライフデザイン(生涯の生活設計)への支援」と「施策2:出会いの場の創出」を施策として掲げている。</p> <p>本事業については、上記施策の第1節「出会い・結婚の支援」に位置づけられるものである。</p>			
個別事業の内容	<p>(個別事業の内容) ※(注)3</p> <p><個別事業における現状と課題></p> <p>町の令和2年度の婚姻件数は、85件と、約10年で46件64.9%減少している(平成20年度 131件)。</p> <p>平成26年度箕輪町に住む20歳～39歳の3,000人を対象に実施した「箕輪町少子化対策町民意識調査(20～39歳)」で、「結婚の時期が理想より遅くなった」、「結婚はあきらめている」と回答した者に、その理由を聞いたところ、「就労状況・収入など経済的に不安」36%、「結婚資金が貯まらない」20%であった。</p> <p>これに加え、新型コロナウイルス感染症拡大により、景気悪化に伴う収入減少や将来への不安もあることから、結婚へ踏み切るためには、経済的なサポートが必要だと考える。</p> <p><課題への対応></p> <p>結婚を希望する者が、経済的理由により結婚をあきらめることがないよう、結婚新生活にかかる費用の一部を交付する。結婚新生活支援事業の実施に当たり、町広報を活用するほか、チラシを作成し広く周知する。</p> <p><取組内容></p> <p>補助金を周知するため、チラシを作成し、結婚後の居住地を探している者へ情報が届くよう、戸籍担当課への配架するほか、町内結婚式場、不動産業者、金融機関、引越業者、リフォーム工務店に配架協力を依頼する。また、町外者に向けては、移住相談会で配布する。町広報誌、町ホームページへ掲載するほか、対象世代の目に留まるよう、町のフェイスブックやインスタグラムを活用し周知を行う。年度当初の周知に加え、後期に再度周知を図る。</p> <p>【実施時期】</p> <p>5月 チラシ作成、配布、配架協力依頼、ホームページ、SNS(フェイスブック、インスタグラム、ツイッター)による周知</p> <p>6月 町広報誌掲載 町専用チャンネルによる周知</p> <p>11月 町広報誌掲載 町専用チャンネル、ホームページ、SNS(フェイスブック、インスタグラム、ツイッター)による周知</p> <p>【配布先】移住相談会20 戸籍窓口50 公共施設30 結婚式場10 不動産業者50 金融機関50 引越業者50 リフォーム工務店40</p> <p>【留意事項】</p> <p>チラシは、結婚を促進する内容とし、移住を促すものにならないよう配慮する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大予防対策には、十分配慮する。</p> <p>【次年度以降に向けた事業の方向性】</p> <p>結婚新生活支援事業について、認知度が高まるよう継続して実施する。</p> <p>【事業内容を検討する上で参考とした既存事業】</p> <p>【事業実施にあたっての留意点】</p>			

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
		合計特殊出生率	%	1.8 (2025年)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率	%	1.48 (2012年)	
	婚姻件数	件	85 (2020年)	
	婚姻率	%	3.44 (2020年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	結婚新生活スタートアップ事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	40	0
	結婚新生活スタートアップ補助金を利用した者のうち、チラシにより情報を得た割合	%	50	0
	本事業により結婚に対して前向きになった者の割合	%	50	0
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	上伊那結婚促進連絡会へチラシの配架協力を依頼する。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	町内結婚式場、不動産業者、金融機関及び引越業者へチラシの配架協力を依頼する。			
委託契約の有無 ※優良事例の横展開支援事業又は重点課題事業を実施する場合のみ記載	無			
上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無	無			

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付けを記載すること。
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。
- ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和4年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
- ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
- ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。